

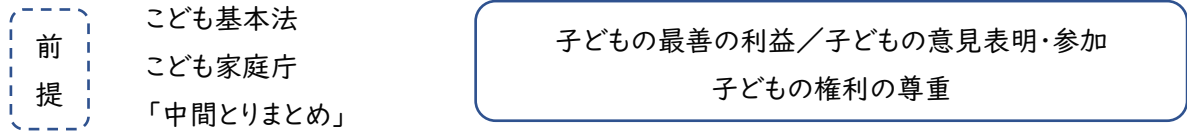
委員提出資料

- ・ 安部委員（資料9－1）
- ・ 水野委員（資料9－2）
- ・ 柏女委員（資料9－3）

子どもの権利の視点からみた放課後の課題
ー子どもの声と共に子どもにとって一番よいことを考えるー

安部芳絵(工学院大学教育推進機構)

1. 質なのか、量なのか、権利なのか



例) 放課後児童クラブを利用する子どもは、保育所に比べて少ない

→政策課題になりにくい、議論にならない

→子どもにしわ寄せがきているかもしれない

*子どもの権利保障の視点で議論する(数が少なければ軽んじられていい、わけではない)

2. 障害のある子どもたち

国連子どもの権利委員会による日本政府への第4~5回総括所見(2019)では、障害のある子どもに関して「締約国が、障害について人権を基盤とするアプローチをとり、障害のある子どものインクルージョンのための包括的戦略を確立し、かつ以下の措置をとるよう勧告する」、「(c) 学童保育サービスの施設および人員に関する基準を厳格に適用し、かつその実施を監視するとともに、これらのサービスがインクルーシブであることを確保すること。」として、放課後児童クラブにおけるインクルージョンに言及している。(CRC/C/JPN/CO/4-5、2019、平野裕二訳)

*実態把握(子どもの声含む)の必要性

3. 評価

放課後児童クラブの自己評価

福祉サービス第三者評価基準(放課後児童クラブ版、児童館版)

*周知、活用の促進

*子どもの声を聴きながら、放課後の子どもの権利保障のサイクルを確立

4. 子どもの居場所

放課後児童クラブ・地域の児童館…第三の居場所、サード・プレイス(オルデンバーグ、2013)

大型児童館…サード・プレイスというよりもアジールでは?

アジール:そこへ逃げ込めば、いかなる権力からも自己の身体が護られる空間

「避難所／平和領域／自由領域」(阿部謹也、1978、1979)

「「無縁」の原理の一つの現われ方」(網野善彦、1996)

*大型児童館の役割の明確化、現場を持っていることの意味(子どもの声を直接聴くことができる)

*放課後児童クラブ・児童館・大型児童館はいずれも「子どもの権利のとりで」である

／以上

「2021全国児童館実態調査」 結果からみえたコロナ禍の児童館のすがた

令和3年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業
「児童館の運営及び活動内容等の状況に関する調査研究」結果概要
(厚生労働省補助事業)

【主任研究委員】大竹 智(立正大学社会福祉学部子ども教育福祉学科 教授)

一般財団法人
【実施主体】児童健全育成推進財団

児童館の運営及び活動内容等の状況についての実態を把握し、前回調査との定量的比較など分析・検討を行いました。調査対象の自治体及び児童館のご協力に心よりお礼申し上げます、その結果の一部を報告します。

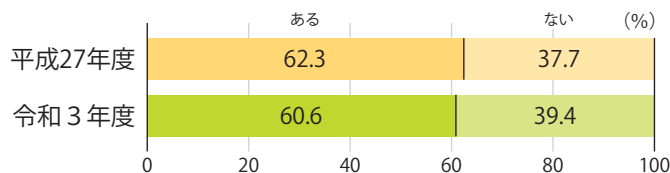


報告書 <https://www.kodomo-next.jp/research> (PDFでダウンロード可)
※児童館の施策検討や研修、研究活動にご活用ください。

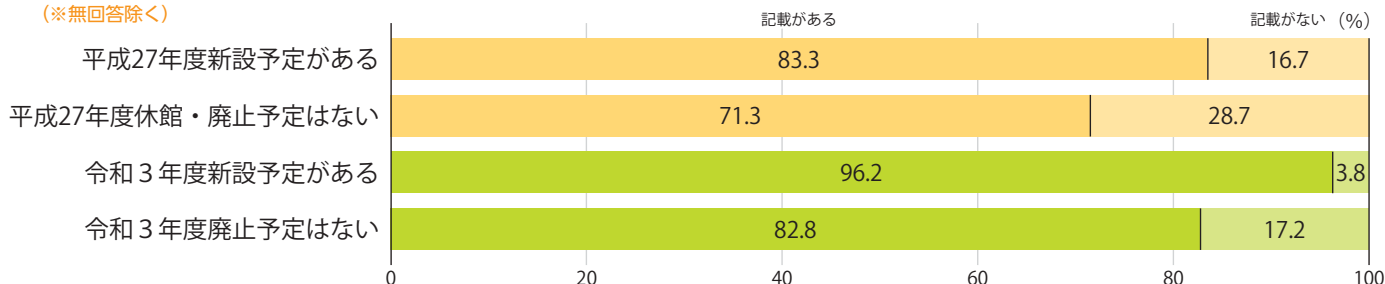
1. 市区町村調査 (質問紙調査)

【調査対象】 全国の市区町村 1,741か所 【回収率】 66.8% (1,163か所)
【調査内容】 児童館の設置・運営形態、子ども・子育て支援施策との関係、児童館ガイドラインの運用等に関する23項目

● 全国の自治体の児童館設置率は、約6割 (※無回答除く)



● 児童館施策の計画への記載がある自治体は児童館の新設予定の割合が高く、休止・廃止の予定の割合が低い (※無回答除く)

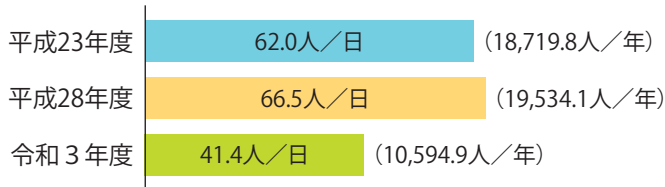


2. 小型児童館・児童センター調査 (質問紙調査)

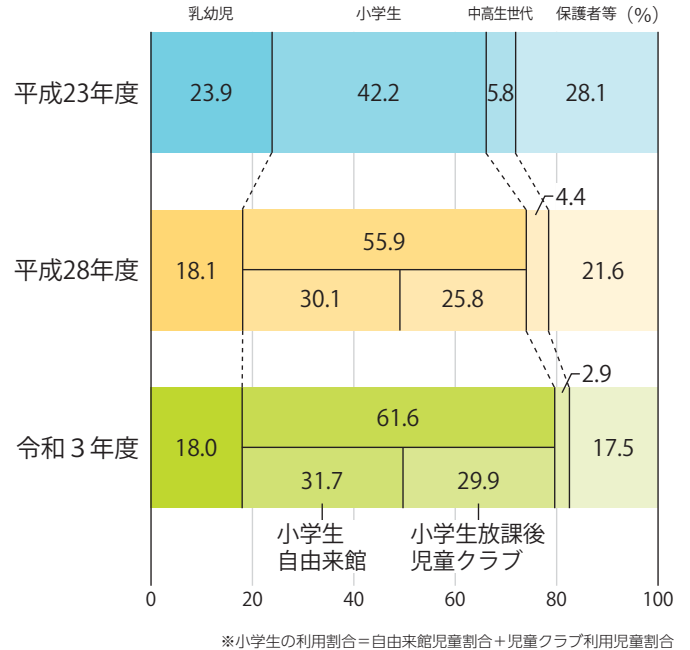
【調査対象】 全国の小型児童館・児童センター 4,379か所 【回収率】 82.7% (3,621か所)
 【調査内容】 施設概要、運営状況、職員、活動(事業・取組)に関する57項目

※各調査年の表記は前年度実績による数値

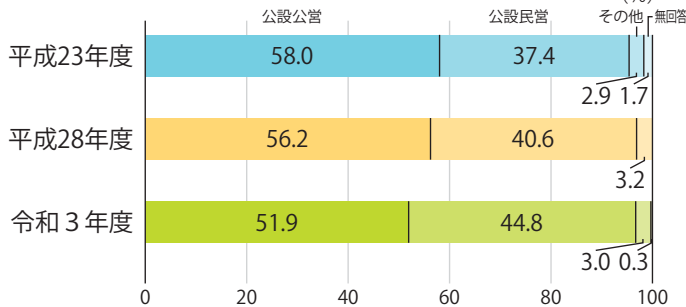
● 児童館の平均利用者数に新型コロナウイルス感染症の影響がくっきり表れた



● 児童館の利用者は小学生が61.6%、うち放課後児童クラブ利用児童は29.9%となっている



● 児童館は公設民営が増えているが、依然公設公営の割合は半数以上となっている

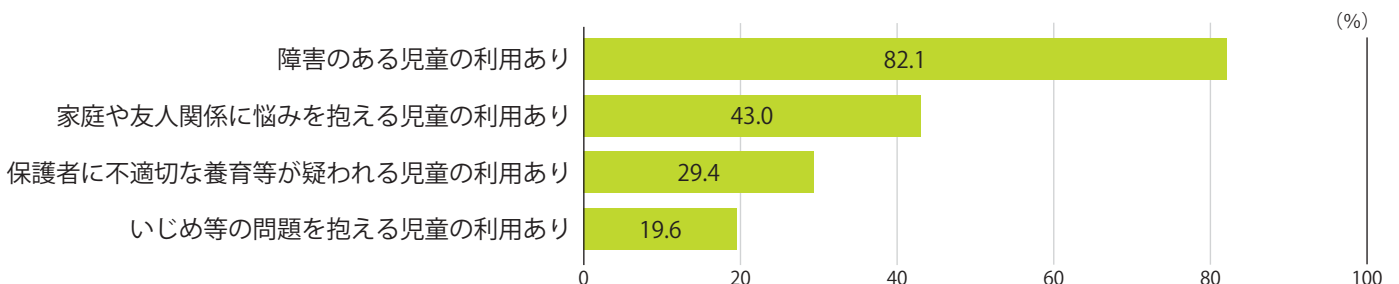


● 児童館ガイドラインを周知、活用している自治体の児童館は、すべての活動において実施割合が高い

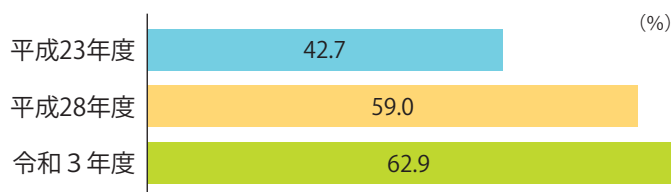
■ 20%以上差異のみられた活動 (%)

児童館ガイドラインに基づく児童館の活動内容	全体平均	周知あり	周知なし	活用あり	活用なし
遊びによる子どもの育成	98.1	95.7	93.3	96.1	92.4
子どもの居場所の提供	96.5	94.5	76.0	94.7	89.0
子どもが意見を述べる場の提供	62.9	65.9	30.7	65.5	45.2
配慮を必要とする子ども(要保護児童)への対応	69.8	72.8	56.0	73.2	42.5
子育て支援の実施	85.7	85.8	62.7	85.8	70.0
地域の健全育成環境づくり	71.0	73.5	36.0	73.4	52.6
ボランティア等の育成と活動支援	54.3	59.1	24.0	59.0	25.5
放課後児童クラブの実施と連携	55.7	57.2	32.0	56.5	40.7

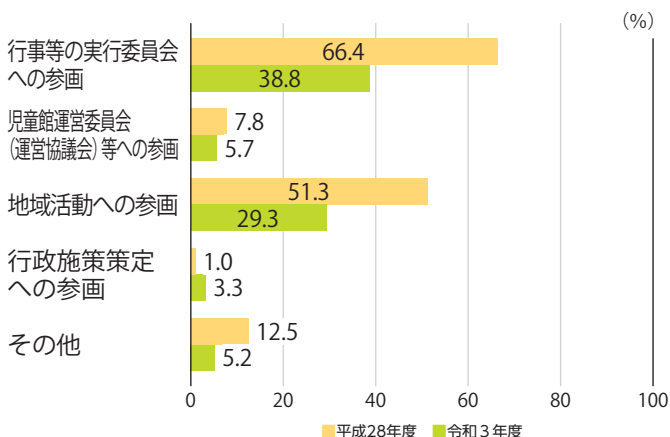
● 配慮を必要とする子どもが利用する児童館の割合が明らかになった



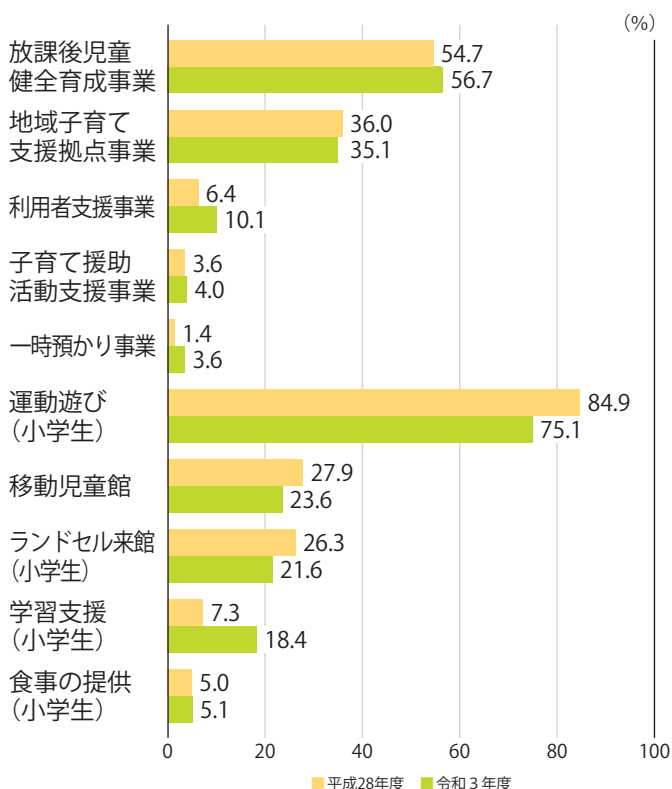
●子どもが意見を述べる場の提供の実施割合が伸びている



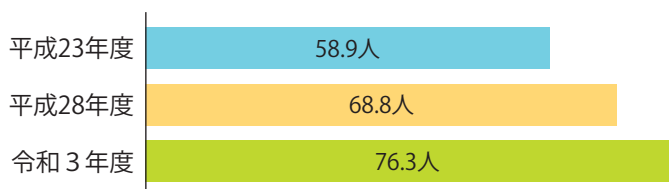
●子どもが参画する取組の実施割合が下がった



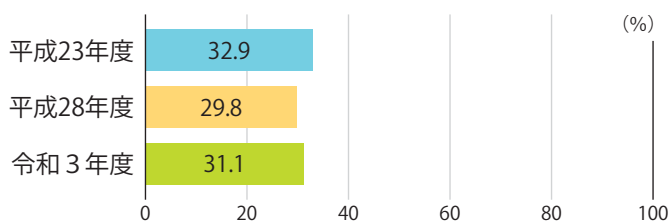
●児童館が実施する多様な活動が新型コロナウイルス感染症の影響下で微減するも放課後児童クラブや学習支援の実施割合は伸びている



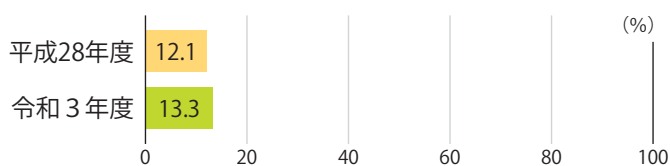
●児童館内放課後児童クラブの登録人数(平均)は増えている



●要保護児童地域対策協議会に参画する児童館はわずかに増えている



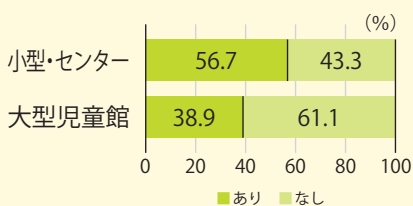
●第三者評価を受審する児童館はわずかに増えている



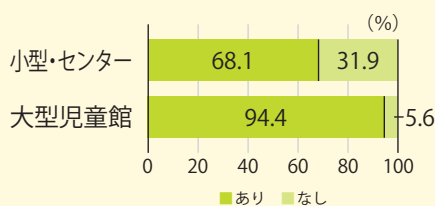
●令和2年度児童館種別平均利用者数

小型児童館	9,668.7人/年
児童センター	12,149.2人/年
大型児童センター	27,717.7人/年
大型児童館	107,735.5人/年

●災害時事業継続計画(BCP)の整備状況(%)



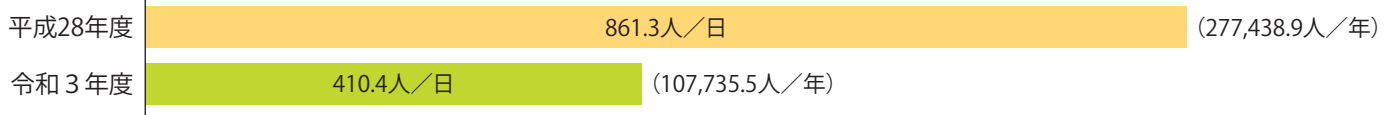
●ICT環境の整備状況(%)



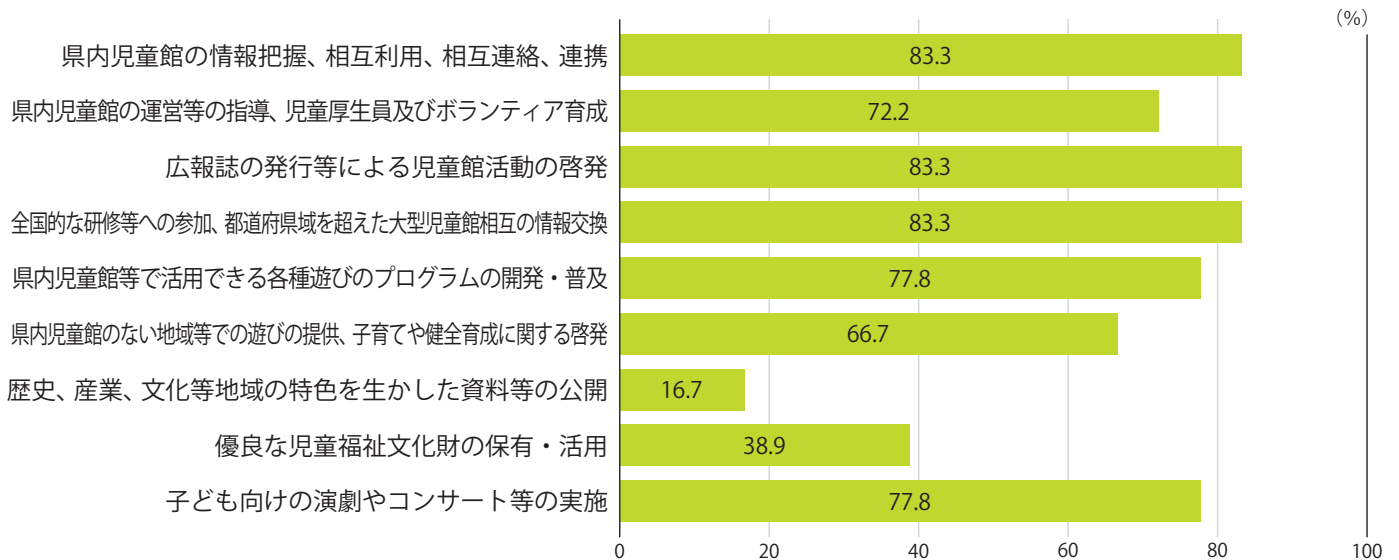
3. 大型児童館調査 (質問紙調査)

【調査対象】 全国の大型児童館 18か所 【回収率】 100% (18か所)
【調査内容】 施設概要、運営状況、職員、活動 (事業・取組) 等に関する41項目

● 大型児童館の平均利用者数にも新型コロナウイルス感染症の影響がくっきり表れた



● 児童館ガイドラインに示された大型児童館の活動・取組状況



調査結果のまとめ

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により児童館の開館日数や利用者数等は前回の調査結果より減少した。
- (2) 「子どもが意見を述べる場の提供」、「子育て支援の実施」、「地域の健全育成の環境づくり」、「ボランティア等の育成と活動支援」、「放課後児童クラブの実施」は、児童館長が配置されていること、常勤かつ専従である場合に実施率が高かった。
- (3) 児童館ガイドラインを運営の点検・見直しに活用した市区町村は前回調査53.1%から77.0%に増加しており、児童館ガイドラインが自治体の児童館運営向上の取組に役立っていることが確認された。児童館ガイドラインに記された活動内容は児童館ガイドラインを「周知した」「活用している」と答えた市区町村の児童館の方が、「周知していない」「活用していない」と答えた市町村の児童館より、すべてにおいて実施率が高かった。児童館ガイドラインは子ども・子育て支援事業計画の基本理念に引用したり、児童館の新築・建替の際に参照したり、児童館の活性化のための指南書となっている。

提言

- 新型コロナウイルス感染症の影響下にあっても、全国の児童館がさらに子ども・子育て家庭の見守り支援などソーシャルワークの実践や子ども主体の取組を推進されるよう現場を支援する施策が検討されること。
- 児童館は、子どもや子育て家庭の地域の身近な相談窓口として、子どもや子育て家庭の福祉的課題に対応する、かかりつけ相談機関となりうること。
- 施策の中で児童館を有効に位置づけている自治体では、子ども・子育てに関する地域課題や行政課題を改善する児童館の実践に期待できる。

第11回放課後児童クラブ対策に関する専門 委員会意見 2022.6.30 柏女 霊峰

総合的な放課後児童対策に向けて1

- 厚生労働省・放課後児童対策に関する専門委員会(柏女霊峰委員長)は、2018年7月に「総合的な放課後児童対策に向けて」と題する中間とりまとめを公表している。中間とりまとめは、子どもたちの放課後生活における目指すべき姿として以下を提示している。
 - ① 児童の権利に関する条約と改正児童福祉法の理念を踏まえた子どもの主体性を尊重した育成
 - ② 子どもの「生きる力」の育成
 - ③ 地域共生社会を創出することのできる子どもの育成
- これは、いわゆる障害児童の育成観にも当てはまる。障害の有無にかかわらず子どもたちの放課後や長期休暇中の豊かな体験は、子どもたちの生きる力の育成に極めて重要であり、また、インクルージョンは、地域共生社会を創出することのできる子どもの育成にとって欠くことのできない体験をもたらす。そして、それらは決して強制されるべきものではなく、子どもたちの主体的な生活と遊びを通じて創り上げられていかなければならないのである。

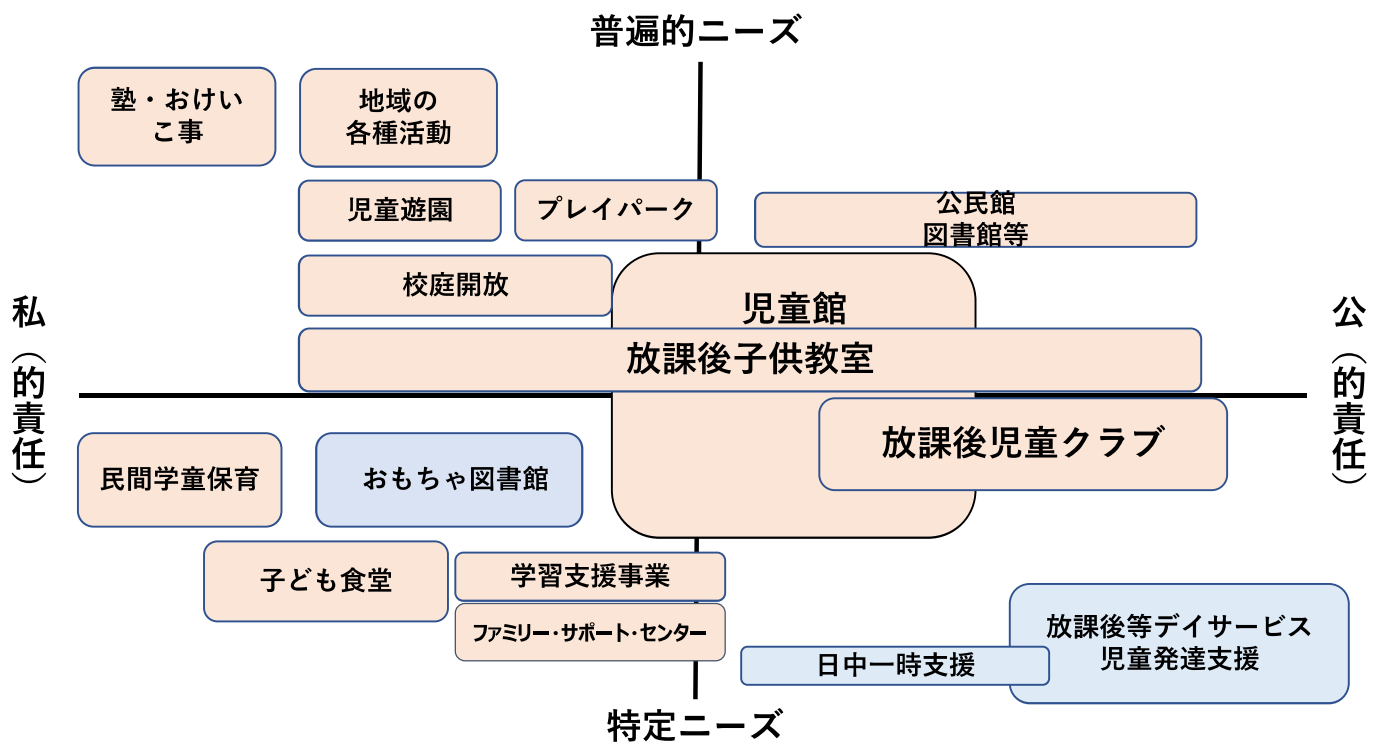
1

総合的な放課後児童対策に向けて2

- 図1は、子どもたちの放課後生活保障を図るための育ちの場について試案として整理したものである。縦軸はニーズ面(すべての子どもに必要な普遍的ニーズと親の就労や障害児支援など特定のニーズの軸)、横軸は主たる責任の所在(公的責任と私的責任の軸)に着目して作成した。整理はやや乱暴に行った。子どもの放課後には現在でも多様な社会資源が用意されているが、それぞれどの程度機能しているのか十分な検討が必要とされる。
 - 今後、すべての子どもたちのために用意されている児童館や放課後子供教室、プレイパーク、放課後児童クラブなどを、障害のある子どもの主たる育ちの場としていくインクルージョンを進めていくことが必要とされる。
- ・ 図1 子どもの放課後生活保障のための育ちの場の整理試案

出所:放課後児童対策に関する専門委員会中間とりまとめ(2018)をもとにして柏女作成

2



これからの子ども育成対策一まとめ

- 健全育成とは、子どもを安心、安全な場所に囲い込むことではない。その意味では放課後児童クラブや放課後子供教室は、児童館と同様、その運営は地域に向かって開かれていなければならない。児童館ガイドライン（2011年並びに2018年改訂版）においても、児童館が地域の子どもの健全育成の機能を担う拠点となるべきことが規定されている。しかし、それらはまだまだ不十分である。プレイパークや冒険遊び場などの一部がそのような視点を入れた活動を展開しているが、これまた十分な合意が得られているとはいえない。
- 子どもたちは、地域で見守られつつ群れて遊ぶことによって育つことが期待されており、児童館や放課後児童クラブ等は、それらの中継地点や止まり木として機能することが必要である。こうした視点からいえば、児童館、放課後児童クラブにおける保護者（地域住民）と児童厚生員、放課後児童支援員（子どもに仕事として関わる大人）の連携・協働は、子どもたちが地域で育つために欠かせない。特に、放課後児童クラブの始まりが保護者の自主的活動であったことを考慮すれば、放課後児童支援員は、保護者たちが相互関係を取り結ぶことを支援するコミュニティワーカーとしての機能も有している。子どもたちが学校のなかだけに囲い込まれることのないよう、地域とのつながりが求められているのである。
- そして、そのための育成観自体が論じられなければならない。報告書に明記された「児童の権利に関する条約と改正児童福祉法の理念を踏まえた子どもの主体性を尊重した育成」、「子どもの「生きる力」の育成」、「地域共生社会を創出することのできる子どもの育成」の3つの視点は、報告書も言うとおり、これからの「健全育成の理念としても位置付けられる」と考えられる。
- 放課後児童対策専門委員会報告書は、「これらの視点を放課後児童対策の理念として位置付けるならば、子どもが育つ場は多様に用意される必要があり、総合的な放課後児童対策の展開が求められる」と結んでいる。子ども育成施策の再構築が必要とされるのである。